

2024年4月

お客さま各位

青木信用金庫

「未利用口座管理手数料」の適用対象口座変更および預金規定の一部改定のお知らせ

平素は青木信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、2024年4月1日（月）より、未利用口座管理手数料をすべての普通預金口座（総合口座、決済用普通預金口座、スマホ開設口座含む）に適用させていただきます。

これまで、未利用口座管理手数料は、2020年8月3日以降に開設された口座を対象としていましたが、長期間利用されていない口座の不正利用による被害を防止するため、2020年8月2日以前に開設された口座にも適用するものです。日頃から入出金や口座振替等のお取引をいただいているお客さまの普通預金口座が対象となることはございません。

今後もお客さまへの一層のサービス向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更日 2024年4月1日（月）

2. 変更内容

	対 象 口 座（※）	対 象 開 始 基 準 日
変更前	2020年8月3日以降に開設された口座	2020年8月3日
変更後	2020年8月3日以降に開設された口座	2020年8月3日
	2020年8月2日以前に開設された口座	2024年4月1日

※普通預金口座には、総合口座、決済用普通預金口座、スマホ開設口座を含みます。

※盗難・紛失により、ご利用が停止されている口座も対象となります。

3. 未利用口座管理手数料について

（1）対象となる口座

①すべての普通預金口座

②最後のお預入れまたは払戻し（利息決算でのお利息および未利用口座管理手数料の引落しを除く）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い普通預金口座

※本変更に伴う、2020年8月2日以前に開設された口座に対する手数料の引落しは、2026年4月以降となります。

※対象のお客さまには、郵送にて順次ご案内いたします。

（2）対象外となる場合

①該当口座の残高が1万円以上の場合

②当金庫（本支店含む）で、他に金融資産（定期性預金、投資信託、国債等）がある場合

③当金庫でお借入がある場合

（3）未利用口座管理手数料

年間 1,320 円（消費税含む）

*詳しくは、[こちら](#)をご確認ください。

4. 預金規定の改定について

本手数料の変更に伴い、下記規定の条項を改定します。

「普通預金（決済用普通預金含む）規定（個人・法人用）」4.

「総合口座取引規定（個人限定）」15.

改正日：2024年4月1日（月）

新旧対象表		※下線部分が変更箇所（削除）
新	旧	
<p>(未利用口座管理手数料)</p> <p>(1)当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座となります。</p> <p>(2)～(6) 省略</p>	<p>(未利用口座管理手数料)</p> <p>(1)<u>2020年8月3日以降に開設した普通預金口座は、</u>当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座となります。</p> <p>(2)未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。</p> <p>(3)この預金口座が未利用口座になった場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。</p> <p>(4)前3項で引き落とした未利用口座管理手数料は、返却しません。</p> <p>(5)この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することができるものとします。</p> <p>(6)解約された口座の再利用はできません。</p>	

ご不明な点がございましたら、お気軽にお取引店の窓口までご連絡ください。

以 上